

高茶屋地区における保育・教育施設の整備について

1 経緯

(1) 令和2年8月12日開催の市議会全員協議会

本市ではこれまで、保護者のニーズに合った保育の提供や幼児教育を行うため、私立の保育・教育施設と連携して様々な取組を行い、待機児童ゼロに向けた保育定員の確保に努めてきました。

このような中で、高茶屋地区においては、保育・教育施設の利用状況等から、保育定員の拡大が必要な状況であること、また、津市高茶屋保育園及び津市立高茶屋幼稚園はいずれも施設の老朽化への対応が必要な状況であることから、当該地区における今後の保育・教育施設の在り方及び施設整備の進め方を検討するため、本市内の民間事業者に対し、当該地区において本市が想定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」といいます。）の整備に係る参入意向について関心表明の募集を行うことをお示ししました。

(2) 関心表明の実施内容

高茶屋保育園及び高茶屋幼稚園に代わって本市が整備を想定する認定こども園として、利用定員を250人とする施設の整備を示した上で、本市内で認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は幼稚園を運営する社会福祉法人又は学校法人に対し、令和2年9月14日から同年12月28日まで関心表明を募集したところ、12事業者から申出がありました。

申出内容は、認定こども園の新設、3号認定子どもを対象とした保育所（小規模保育事業を含みます。）の新設、私立の既存施設の定員拡大（増改築による整備を含みます。）、高茶屋保育園及び高茶屋幼稚園の改修など幅広いものでした。

(3) 関係団体からの要望等

令和2年11月27日に津市私立幼稚園・認定こども園協会及び津私立保育園協議会（以下「関係団体」といいます。）から、少子化が進む中であって、本市が想定した認定こども園の整備計画は定員規模が過大であるため、就学前の子どもの推移及び保育ニーズを踏まえた定員規模に計画を見直すこと、また、施設整備の進め方について関係団体と十分な議論の機

会を設けることを求める要望書が提出されました。

これを受け、関係団体と協議するため、令和3年3月31日に第1回会議を開催し、同年4月に久居藤が丘町に利用定員90人の民間保育所が開所すること及び高茶屋幼稚園の園児数の推移を踏まえ、本市が想定する認定こども園の利用定員を250人から179人へと時点修正することとしました。

また、同年5月27日の第2回会議では、今後も就学前の子どもの減少が予想される中で、新たな保育・教育施設の整備を前提とせず、高茶屋地区周辺の保育施設の利用定員の拡大を含めた対応を考えるべきであるなどの意見を受けて、本市の施設整備の在り方を再度検討するため、関心表明を申し出た12事業者に対して、具体的な聞き取りを行うこととしました。

(4) 12事業者への聞き取り

令和3年6月、関心表明を申し出た12事業者に対して、施設整備の在り方について聞き取りを行ったところ、施設の新設の意向を表明している事業者においては、高茶屋保育園及び高茶屋幼稚園に代わる新たな施設の設置を目指すものの、適当な場所に施設整備の用地を確保することが困難であるとの意見が出ました。また、周辺保育施設の増設及び利用定員の拡大の意向を表明している事業者には、新たに保育施設を整備せずに拡大可能な具体的な人数の聞き取りを行いました。

なお、これらの意見がある一方で、少子化が進む中で、経営判断を伴う大きな設備投資は避けたいとの意見もありました。

2 施設の定員規模の見直し

関係団体との会議及び12事業者からの聞き取りを踏まえ、高茶屋地区において本市が想定する認定こども園の定員規模については、令和2年9月の関心表明の募集において、平成31年度時点の高茶屋保育園及び高茶屋幼稚園の定員並びに高茶屋保育園における待機児童数並びに高茶屋地区に住所があり、久居地域の公立保育所を利用している人数を踏まえ、高茶屋地区において本市が想定する認定こども園の利用定員を250人（1号認定子ども90人、2号及び3号認定子ども160人）として提案し、その後、令和3年4月、前述のとおり久居藤が丘町に利用定員90人の保育所が開所したこと及び高茶屋幼稚園の受入れ児童数を考慮し、利用定員を179人（1号認定子ども25人、2号及び3号認定子ども154人）に時点修正しましたが、さらに今回、令和4年4月から高茶屋地区周辺の既存施設において2号及び

3号認定子どもの利用定員が26人増える見込みであること及び1号認定子どもの利用定員を見直すことから、施設の定員規模を次のとおり見直します。
施設整備に係る見直し後の利用定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号認定子ども				5人	5人	5人	15人
2号認定子ども				27人	30人	30人	87人
3号認定子ども	9人	20人	24人				53人
計	9人	20人	24人	32人	35人	35人	155人

3 施設整備用地の設定

関心表明において、施設整備のための用地は、高茶屋地区で原則として法人が自己所有又は取得・賃借するものとして募集しましたが、高茶屋地区において認定こども園を新設する意向のある事業者はいるものの、12事業者からの聞き取りにおいて、高茶屋保育園及び高茶屋幼稚園の周辺では、適当な場所に施設整備の用地を確保することが困難であるという意見がありました。

このため、本市が想定する認定こども園は、高茶屋保育園及び高茶屋幼稚園の利用者の利便性にも十分配慮して整備することが求められることから、高茶屋保育園及び高茶屋幼稚園から近く、現在利用していない市有地を施設整備用地として設定し、認定こども園の整備を条件として、当該用地を入札により売却又は賃貸することとします。

(1) 場所

津市高茶屋市民センター南側の土地（高茶屋四丁目2746番5の一部）

(2) 面積

約4,000㎡

4 今後の事務手続

当該用地の入札に係る入札参加資格者及び決定方法は、次のとおりとします。

(1) 用地の売却又は賃貸に係る入札参加資格者

入札参加時点において、本市内で認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は幼稚園を運営する社会福祉法人又は学校法人であって、当該用地において、令和6年4月1日に認定こども園を開園することが出来る者

(2) 決定方法

決定は、ア、イの順とします。

ア 入札により売却することとし、予定価格（最低入札価格）以上の価格で、最高価格の入札者を事業者として決定します。

イ アで落札者がいなかった場合は、入札により賃貸することとし、予定価格（最低入札価格）以上の価格で、最高価格の入札者を事業者として決定します。

(3) 参加意向調査

入札に先立ち、入札参加資格者の対象となる本市内の事業者に対し、参加意向調査を実施します。

なお、参加意向調査で参加意向が確認できない場合、又は、入札により決定できなかった場合は、本市が当該用地において公立の認定こども園を整備します。

5 スケジュール

令和3年11月 保育所、幼稚園等を運営する事業者、保護者等への説明及び入札参加資格者に対する参加意向調査

令和4年 5月 用地の売却又は賃貸に係る入札の実施

6 高茶屋地区の他の施設の整備

今後、認定こども園を整備する事業者が決定し整備概要がまとまり次第、津市南郊公民館、津市高茶屋出張所及び津市消防団津方面団高茶屋分団施設の整備について別途検討することとします。